資料　5

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成27年6月

東海村

東海村地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本村では，平成９年７月から主に交通弱者を対象として（一般住民も利用可能）運賃無料の福祉循環バスの運行を開始した。しかし毎年度の改善策実施にも関わらず，利用者の増加にはつながらなかった。そのため平成 15 年度より福祉循環バスに代わる新たな公共交通の検討に着手し，運行範囲を村内，利用対象者を村民に限定したデマンドタクシーを導入することとなり，試行運転を経て，平成 18 年４月から本格運行を開始した。

本村は東西，南北ともに約８km とほぼ円形に近く，その中央にＪＲ常磐線東海駅が立地しているなど，デマンド交通の運行に適していることもあり，一定の利用者数を確保，高齢者や障がい者，幼児を抱える保護者などの重要な移動手段となっている。一方で，村外への利用要望や，村外からのビジネス客や観光客への対応など，デマンドタクシーだけではカバーしきれない課題が挙げられている。

加えて，福祉循環バスの運行開始前まで７路線が運行していた路線バスは，利用者数の減少により５路線が廃止され，残る２路線についても利用促進が必要となっている。

以上のような状況を受けて，本村では，誰でも利用できる「路線バス」を平成 27 年４月から新たに４路線運行（実証実験）し，デマンドタクシーと既存の路線バス，鉄道を含めた地域公共交通網を整備した。

本村としては，地域公共交通網の整備により，通勤・通学等における利便性の向上はもとより，観光振興・交流人口の増加による地域の活性化も期待できることや，「福祉」「教育」「環境」「まちづくり」の観点からも，公共交通の充実による「『まち』としてのイメージアップ」になるものと考えている。

しかしながら，そこには採算性という大きな課題もあり，何より利用者増に向けた取組みが必要であると考えているが，国や村からの公的な財政支援も公共交通を維持していく上では必要不可欠であり，地域公共交通確保維持事業を活用し，持続可能な地域公共交通の維持・確保に努めていきたい。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

・ 利用者数の確保

持続可能な地域公共交通とするには，一定の利用者数(運賃収入)を確保することが必要となる。そのため，まずは一度廃止となった路線バス〔晴嵐荘病院線(東海駅～晴嵐荘病院/現. 茨城東病院)〕の年間利用者数(39,165 人/平成 20 年度)を目標に利用促進を促す。

・ 高齢者の公共交通の利用比率向上

デマンドタクシーを利用する高齢者における１日平均利用者(153 人／平成 25 年度)の年齢別利用者数(推定)の各年代人口に対する比率は，60 歳代が 0.3%，70 歳代が 1.2%，80 歳代が 2.6%，90 歳代が 1.5%であり，合計では 1.0%となっている。そのため高齢者に対し，公共交通の利用促進を行うことで，この比率を向上させることを目指す。

・ 高齢者の運転免許返納者数の増加
本村の高齢者の運転免許保有者数(平成 25 年 12 月 31 日現在)は，5,284 人(前期高齢者 3,812 人，後期高齢者 1,472 人)と推定される。高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっている中で，高齢化の進展によって，運転ができなくなる人や運転をしたくない人，あるいは家族から運転を止められる人が増えることが予測される。そうした高齢者が車の運転を止めても，日常生活の移動に困らない地域公共交通ネットワークを構築することで，運転免許返納者の増加を図る。

・ 観光ボランティアガイドの対応者数向上
本村では，観光ボランティアガイド(ボランティア市民活動センター「えがお」の登録団体「とうかい村いきいきガイドの会」)が観光客等に対して，村松山虚空蔵堂と大神宮等の観光ガイドを行っている。村内の観光資源を活用した交流人口の増加を目指すことから，観光ボランティアガイドによる対応者数をその指標とし，年間対応者数の増加を目指す。

【効果】

・ 地域公共交通確保維持事業の実施により，これまでバス路線がなく，ＪＲ常磐線東海駅まで距離がありデマンドタクシー運行時間外においては公共交通が空白となる地区を解消することができる。

・ 日常生活の移動手段を確保し，移動制約者の外出を支援することで健康で元気な高齢者を増やすことができる。

・ 安全・安心，環境，まちづくりに貢献することができる。

・ 隣接自治体等との更なる交流促進を図ることができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

・ 別添の表１のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額，負担者及びその負担額

・ 別添の表２のとおり

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

・ 茨城交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

・ 補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表１又は３の補助事業の基準ニに基づき，協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

・ 地域内フィーダー系統確保維持関係のため，記載せず

8. 別表１又は３の補助事業の基準ハに基づき，協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

・ 地域内フィーダー系統確保維持関係のため，記載せず

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

・ 別添の表５のとおり

10. 車両の取得に係る目的・必要性

・ 車両を取得しないので記載せず

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

・ 車両を取得しないので記載せず

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者，要する費用の総額，負担者及びその負担額

・ 車両を取得しないので記載せず

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容，代替車両を活用した利用促進策）

・ 車両を取得しないので記載せず

14. 協議会の開催状況と主な議論

【平成 26 年度】

回	日時	協議事項
第１回	平成26年６月25日 14：00～15：30	（１） 本村の地域公共交通の在り方に関する今後の計画 （２） 地域公共交通の調査・研究について（茨城大学）
第２回	平成26年10月２日 15：00～16：30	（１） 「日常の外出についてのアンケート」中間報告 （２） 今後のスケジュールについて
第３回	平成26年11月10日 15：00～16：30	（１） 新たな公共交通の運行計画（案）について
第４回	平成26年12月15日 15：30～17：00	（１） 東海村における地域公共交通の考え方について （２） 今後のスケジュールについて 1 改正地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会への移行 2 地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定 3 新たな路線バスの運行
第５回	平成27年１月23日 15：30～17：00	（１） 新たな路線バスの運行計画について
第６回	平成27年２月17日 15：30～17：00	（１） 東海村地域公共交通網形成計画（素案）について （２） 新たな路線バスの広報ＰＲについて （３） デマンドタクシーの運行について
第７回	平成27年３月26日 15：30～17：00	（１） 東海村地域公共交通網形成計画（最終案）について （２） デマンドタクシーの平成26年度実績について （３） 今後のスケジュールについて

【平成 27 年度】

回	日時	協議事項
第１回	平成27年６月25日 10：00～11：30	（１）公共交通の利用状況について （２）今後のスケジュールについて （３）地域内フィーダー系統確保維持計画について

15. 利用者等の意見の反映状況

- 住民・地域団体との連携
  地域公共交通会議には，住民・利用者の代表及び関係団体・機関から参画を得て地域公共交通網の整備に向けた検討・協議を行っている。

- 住民・利用者のニーズ把握
  路線バスの検討にあたっては，デマンドタクシー登録者を対象としたアンケート調査を実施し日常の移動実態や隣接自治体への移動需要などを把握した。

- 行政と専門家・交通事業者の連携
  地域公共交通網の検討にあたり，村，茨城大学，茨城交通が連携し，三者会議を定期的に開催している。

- 関係機関，企業等との連携
  隣接自治体として日立市，ひたちなか市，那珂市の公共交通担当部署と連携。さらに村内主要企業に対してはヒヤリング調査を実施するなど利用促進につながる取組みなどの連携を図っている。

16. 協議会メンバーの構成

- 別添「東海村地域公共交通会議委員名簿」参照

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け，地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は，対象とする系統について，利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

- 地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず

東海村地域公共交通会議　委員名簿

順不同，敬称略

No	氏　名	所属・役職	備考
1	任田　正史	茨城交通株式会社　代表取締役社長	
2	舛井　辰也	村内タクシー業者代表（有限会社 常東タクシー　代表取締役）	
3	澤畠　政志	茨城県バス協会　専務理事	
4	鬼澤　秀通	茨城県ハイヤー・タクシー協会　専務理事	
5	関　誠一	東海村自治会連合会　理事	
6	照沼　豪	東海村自治会連合会　理事	
7	河野　進	東海村民生委員・児童委員協議会　会長	
8	生田目　篤	東海村高齢者クラブ連合会　会長	
9	岸　三男	東海村身体障害者福祉協議会　会長	
10	石川　久男	東海村商工会　事務局長	
11	清宮　武雄	東海村商工会　副会長	
12	井坂　文明	東海村観光協会　会長	
13	相巣　博之	東海村社会福祉協議会　事務局長	
14	飯田　孝志	茨城運輸支局　首席運輸企画専門官	
15	伊藤　隆道	東海村デマンドタクシー運転手代表（有限会社 常東タクシー）	
16	菅原　康弘	茨城交通労働組合　執行委員長	
17	林﨑　真	ひたちなか西警察署　交通課長	
18	川上　敬一	茨城県　企画部　企画課　交通対策室長	
19	磯野　健寿	茨城県　常陸大宮土木事務所　道路管理課長	
20	山田　稔	茨城大学　工学部都市システム工学科　教授	
21	中村　正美	東海村　福祉部長	
22	佐藤　文昭	東海村教育委員会　教育次長	
23	設樂　隆久	東海村　副村長兼村長公室長	

関係自治体（オブザーバー）

No	自治体名	担当部署	備考
1	日立市	都市建設部　都市政策課	
2	ひたちなか市	企画部　企画調整課	
3	那珂市	企画部　政策企画課	

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）　28年度

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	国庫補助金内定申請額（千円）	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準ニで該当する要件（別表7のみ）
茨城県（東海村）	茨城交通株式会社	(1) 東海駅東口～茨城東病院	1,384.0	1,384.0		乗合バス型	②(2)	鉄道駅に接続	①
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合　計				1,384.0					
国庫補助金内定申請額（千円）（合計と国庫補助上限額を比べて少ない額）				1,384.0					

国庫補助上限額（千円）	1,782.0

（注）

1.「確保維持事業に要する国庫補助額（千円）」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位（百円単位）まで記載する。

2.「国庫補助額内定申請額（千円）」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。

3.「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。

4.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

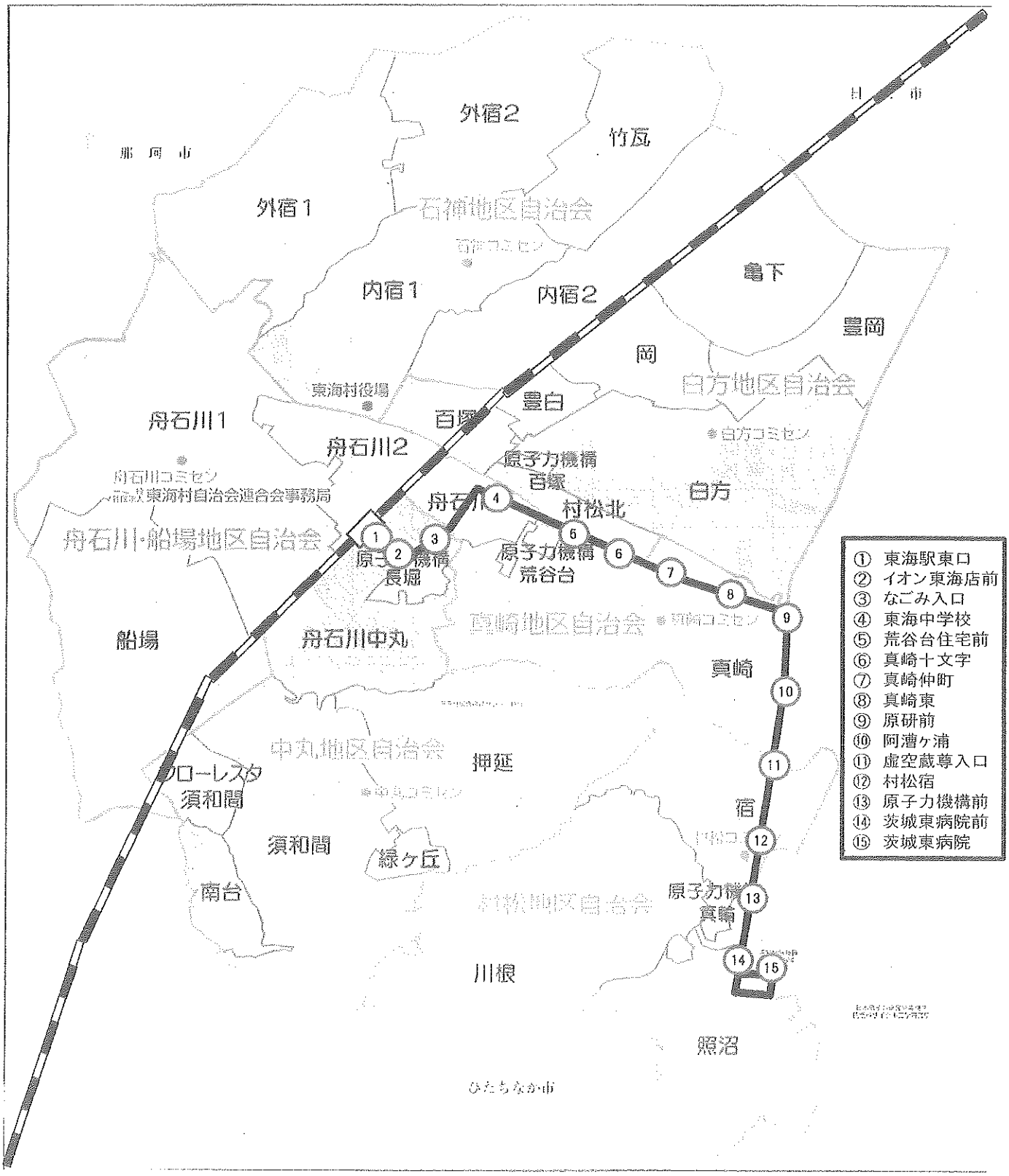
外宿2
竹瓦
那珂市
外宿1
石神地区自治会
石神コミセン
内宿1
内宿2
亀下
豊岡
岡
白方地区自治会
東海村役場
豊白
百塚
舟石川1
舟石川2
白方コミセン
原子力機構
百塚
舟石川コミセン
(財)東海村自治会連合会事務局
舟石川
村松北
白方
舟石川・船場地区自治会
原子力機構
荒谷台
長堀
真崎地区自治会
船場
舟石川中丸
真崎
中丸地区自治会
押延
ローレスタ
須和間
宿
須和間
緑ケ丘
南台
村松地区自治会
原子力機構
真崎
川根
照沼
ひたちなか市
① 東海駅東口
② イオン東海店前
③ なごみ入口
④ 東海中学校
⑤ 荒谷台住宅前
⑥ 真崎十文字
⑦ 真崎仲町
⑧ 真崎東
⑨ 原研前
⑩ 阿漕ヶ浦
⑪ 虚空蔵尊入口
⑫ 村松宿
⑬ 原子力機構前
⑭ 茨城東病院前
⑮ 茨城東病院

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	茨城交通株式会社

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,946,483 千円	営業外収益	2,023 千円	経常収益(イ)	1,948,506 千円
	営業費用	1,976,753 千円	営業外費用	9,897 千円	経常費用(ロ)	1,986,650 千円
	営業損益	▲ 30,270 千円	営業外損益	▲ 7,874 千円	経常損益	▲ 38,144 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,724,263.3 km				経常収支率	98.08 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,926,155 千円	営業外収益	3,002 千円	経常収益(イ')	1,929,157 千円
	営業費用	1,971,923 千円	営業外費用	14,642 千円	経常費用(ロ')	1,986,565 千円
	営業損益	▲ 45,768 千円	営業外損益	▲ 11,640 千円	経常損益	▲ 57,408 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,960,304.6 km				経常収支率	97.11 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,969,334 千円	営業外収益	9,640 千円	経常収益(イ")	1,978,974 千円
	営業費用	1,989,305 千円	営業外費用	34,980 千円	経常費用(ロ")	2,024,285 千円
	営業損益	▲ 19,971 千円	営業外損益	▲ 25,340 千円	経常損益	▲ 45,311 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	7,775,031.0 km				経常収支率	97.76 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北関東	260円35銭	249円55銭	257円19銭	-0.54 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北関東	255円79銭	285円94銭	255円79銭	252円25銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ−(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
北関東	1	東海駅東口～茨城東病院	東海駅東口	原研前	茨城東病院	183 日	1,313.5 回	往 5.9km 復 5.9km	(平均) 5.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 100	15,499.3km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
						日	回	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	. km
合計		系統						往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		15,499.3km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ−カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北関東	1	3,964,565 円	77円19銭	1,196,390 円	2,768,175 円	2,768,175 円	2,768千円	1,384.0千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	.千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	.千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	.千円		
合計		3,964,565 円	円 銭	1,196,390 円	2,768,175 円	2,768,175 円	2,768千円	1,384.0千円	1,782.0千円	1,384.0 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
		ニ×ヲ−カ＝ム	ム−ラ＝ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	1	2,768,175 円										
		円										
		円										
		円										
合計		2,768,175 円	1,384,175 円	円	%	1,384,175 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

平成28年度（平成28年4月1日～平成28年9月30日）

番号	系統番号	運行区間	キロ程	運行概要														
				91			33			26			33			183		
				平日	本数	実車キロ	学休	本数	実車キロ	土曜	本数	実車キロ	日祝	本数	実車キロ	計	回数計	実車キロ
1		東海駅東口～茨城東病院	5.9	18	1,638	9,664.2	18	594	3,504.6	16	416	2,454.4	16	528	3,115.2	3,176	1,588.0	18,738.4
		東海駅東口～茨城東病院	5.9	15	1,365	8,053.5	15	495	2,920.5	13	338	1,994.2	13	429	2,531.1	2,627	1,313.5	15,499.3

※下段は補助対象運行回数、実車キロ

年間収入
1人平均乗車キロ　3.7 キロ（H27.5実績）
1人平均支払額　220.00 円　東海駅～原研前運賃（3.7キロ）
税抜　203.70 円
1便当たり乗車人員　2.2 人
年間運行本数　2,627 本
年間利用人員　2.2 人×　2,627 本＝　5,779 人
5,779 人×　203.70 円＝　1,177,182.0 円（運送収入）

補助対象期間の実車走行キロ　総実車走行キロ　7,724,263.3 キロ
実車走行キロ配分率　0.0020
雑収入　総額　7,647,644 円　15,295 円（配分後）
営業外収益　総額　2,033,546 円　4,067 円（配分後）
年間経常収益　1,196,544.0 円

キロ当たり経常収益　77.19 円

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	東海村

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	
交通不便地域	12,821

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法
12,821	外宿1，外宿2，内宿1，内宿2，竹瓦，豊岡，亀下，白方，岡，豊白，真崎，村松北，宿，川根，照沼，原子力機構箕輪，船場	局長指定

国庫補助上限額の算定

対　象　人　口	算定式	国庫補助上限額
12,821	12,821×100円+50万円	1,782.0千円

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
   ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（2）添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
   （ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

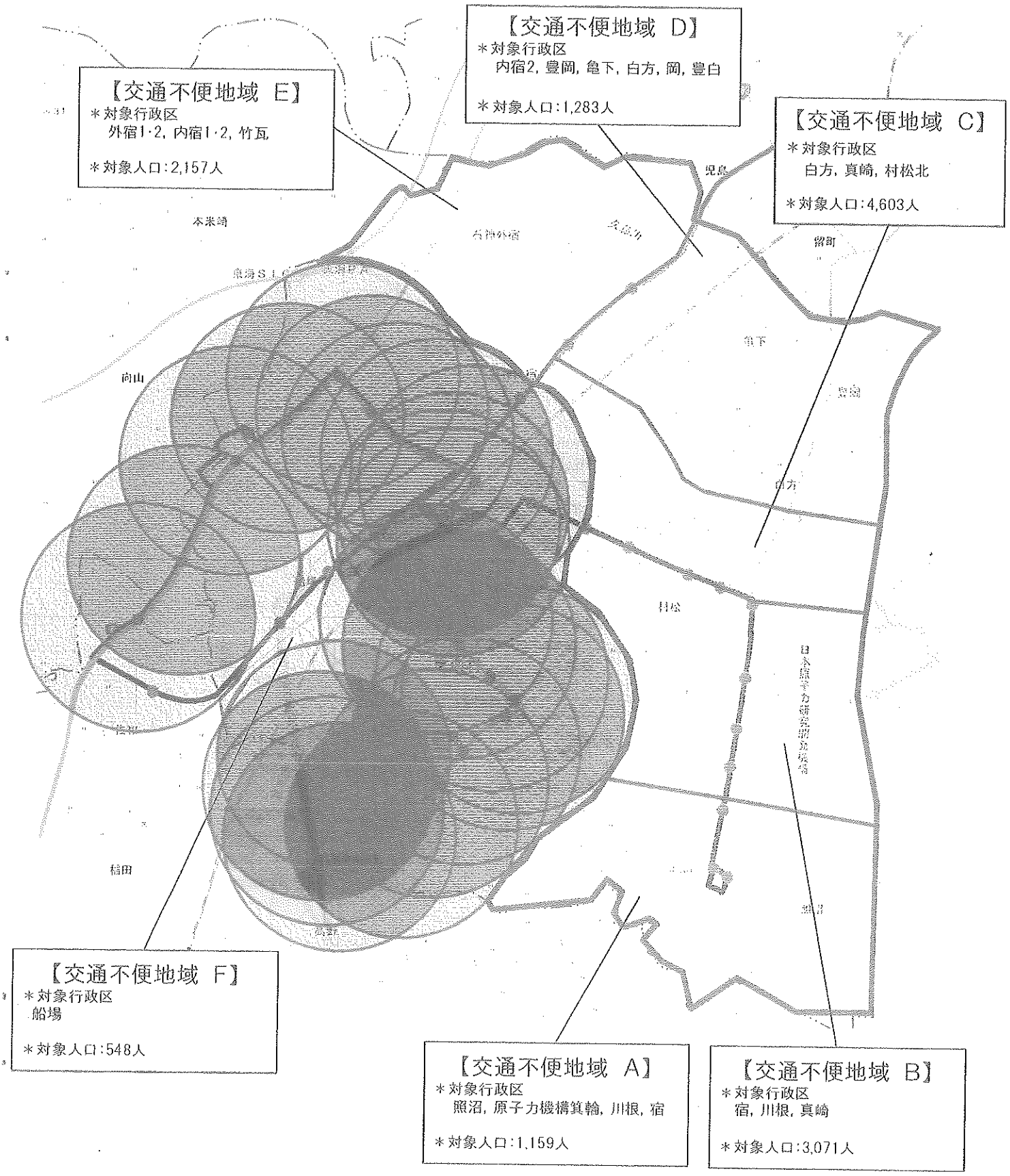

【交通不便地域(合計)】
対象人口:12,821人

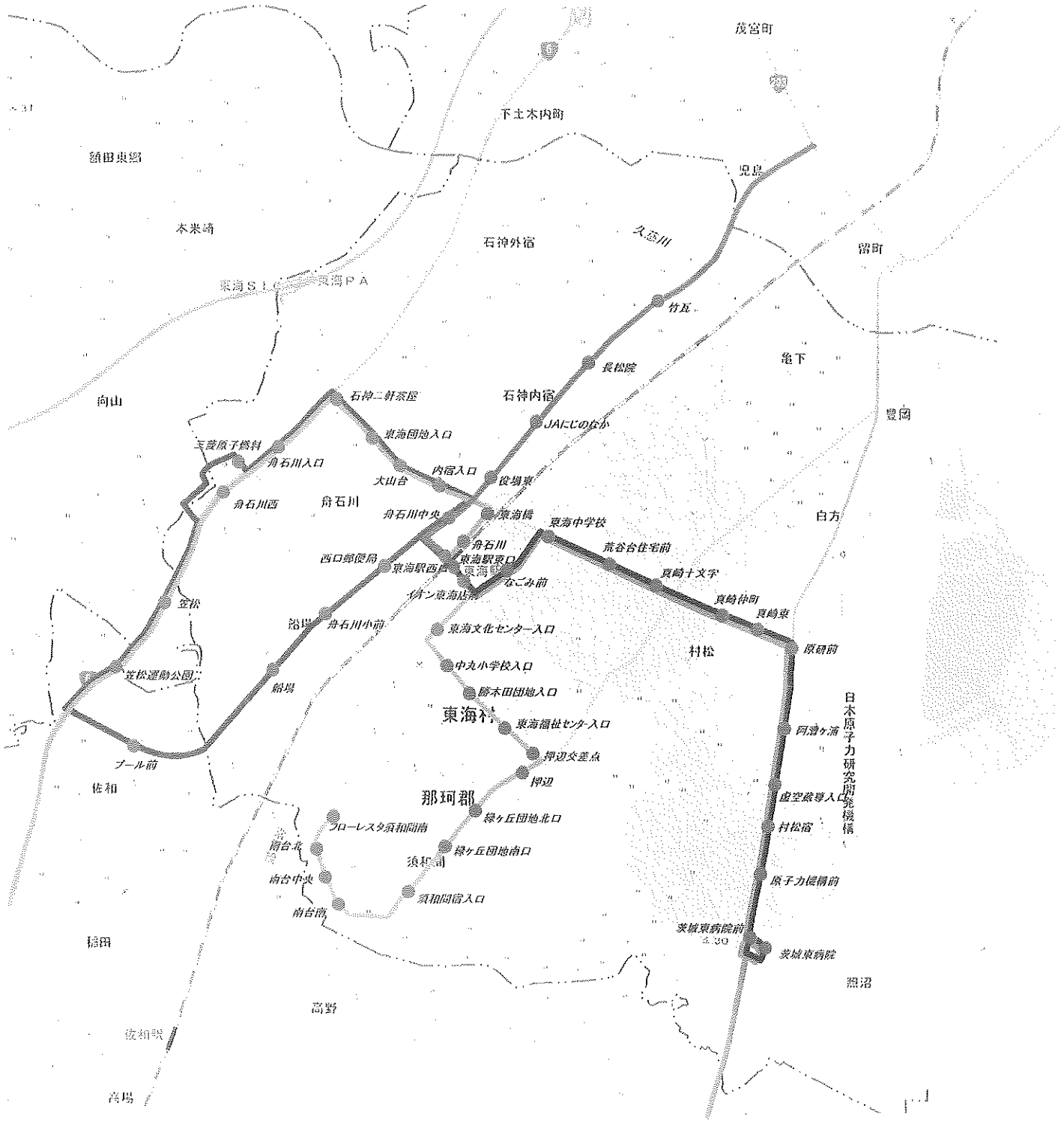

茨城交通株式会社　東海駅東口～フローレスタ須和間南線

茨城交通株式会社　笠松線（東海駅西口～水戸駅～茨大前営業所）

【実証実験路線】茨城交通株式会社　東海駅東口～茨城東病院線

【実証実験路線】茨城交通株式会社　東海駅東口～海浜公園西口線

【実証実験路線】茨城交通株式会社　東海駅西口～笠松循環線

【実証実験路線】茨城交通株式会社　東海駅西口～おさかなセンター線